

区民委員会議案説明資料

令和5年2月28日

件名	頁
1 第14号議案 足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例	2
2 第16号議案 足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例	4
3 第17号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
4 第18号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例	11

(地域のちから推進部)

第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援課地域文化課
内 容	<p>1 概要 博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）が公布されたことに伴い、足立区立郷土博物館条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 博物館法の一部を改正する法律の施行により、博物館協議会に係る条番号が変更されるため、以下の条文を改正する。 (1) 第 8 条（博物館協議会の設置） 第 8 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本議案の議決が得られた際には、関係職員に対して周知を図るとともに、引き続き適切な協議会運営に努めていく。

改正前	改正後
<p>○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号</p> <p>第1条～第7条 （省略）</p> <p>（博物館協議会の設置）</p> <p>第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。</p> <p>2 博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。</p> <p>第9条～第10条 （省略）</p>	<p>○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号</p> <p>第1条～第7条 （現行のとおり）</p> <p>（博物館協議会の設置）</p> <p>第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。</p> <p>2 博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。</p> <p>第9条～第10条 （現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和5年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

第 1 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例																		
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課																		
内 容	<p>1 概要 北鹿浜小学校内で実施している子育てサロン北鹿浜が、令和 5 年 4 月 1 日に鹿浜未来小学校に移転するため、「足立区立子育てサロン条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 別表に記載されている「子育てサロン北鹿浜」の位置を変更する。 【改正前】 足立区鹿浜 5 - 2 7 - 1 【改正後】 足立区鹿浜 5 - 1 8 - 1</p> <p>3 新旧対照表 別紙 2 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>【参考】移転に伴う変更点</p> <table border="1" data-bbox="400 1429 1390 1841"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在</th> <th>移転後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場 所</td> <td>北鹿浜小学校内 (足立区鹿浜 5 - 2 7 - 1)</td> <td>鹿浜未来小学校内 (足立区鹿浜 5 - 1 8 - 1)</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>約 6 3 m²</td> <td>約 6 8 m²</td> </tr> <tr> <td>開設日</td> <td>週 5 日開設</td> <td>週 7 日開設</td> </tr> <tr> <td>運営形態</td> <td colspan="2">会計年度任用職員とボランティア団体による運営 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレをサロン内に設置 ・乳児用コーナーの設置 </td> </tr> </tbody> </table>		現在	移転後	場 所	北鹿浜小学校内 (足立区鹿浜 5 - 2 7 - 1)	鹿浜未来小学校内 (足立区鹿浜 5 - 1 8 - 1)	面 積	約 6 3 m ²	約 6 8 m ²	開設日	週 5 日開設	週 7 日開設	運営形態	会計年度任用職員とボランティア団体による運営 (変更なし)		その他		<ul style="list-style-type: none"> ・トイレをサロン内に設置 ・乳児用コーナーの設置
	現在	移転後																	
場 所	北鹿浜小学校内 (足立区鹿浜 5 - 2 7 - 1)	鹿浜未来小学校内 (足立区鹿浜 5 - 1 8 - 1)																	
面 積	約 6 3 m ²	約 6 8 m ²																	
開設日	週 5 日開設	週 7 日開設																	
運営形態	会計年度任用職員とボランティア団体による運営 (変更なし)																		
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・トイレをサロン内に設置 ・乳児用コーナーの設置 																	
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、移転先や開設日の変更等を利用者に対して、広く周知していく。																		

改正前		改正後	
○足立区立子育てサロン条例 平成29年12月25日条例第42号		○足立区立子育てサロン条例 平成29年12月25日条例第42号	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号	子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号
子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号	子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号
子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号	子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号
子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号	子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号
子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号	子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号
子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号	子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号
子育てサロン上沼田	足立区江北四丁目17番20号101号室	子育てサロン上沼田	足立区江北四丁目17番20号101号室
子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号	子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号
子育てサロン北鹿浜	<u>足立区鹿浜五丁目27番1号</u>	子育てサロン北鹿浜	<u>足立区鹿浜五丁目18番1号</u>
子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号	子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号
子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13	子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13
		付 則	
		<u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

<p>件 名</p>	<p>足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>
<p>所管部課名</p>	<p>地域のちから推進部住区推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>1 概要 児童福祉法の改正により、児童福祉施設等の運営に関する基準のうち「児童の安全の確保」に関しては、国が定める基準に従うこととされた。法改正を受け、国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年度厚生労働省令第 6 3 号）」の一部が改正されたため「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙 3 新旧対照表のとおり） (1) 安全計画の策定と周知の義務化 施設の安全点検や避難訓練等の計画的な実効を確保するため、安全に関する計画を策定し利用者及び職員に周知を行うことを義務化する。 ※ 令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務。令和 6 年 4 月 1 日から義務化。 (2) 自動車での移動における児童の乗降確認を義務付け 学童保育室外での活動等に際して自動車を利用して移動する場合は、点呼等の方法により児童の乗車、降車を確実に把握することを義務化する。 (3) 業務継続計画の策定等の努力義務 各学童保育室は業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時に学童保育室の運営継続に必要な対策及びそのための職員への研修並びに訓練実施を努力義務とする。 (4) 衛生管理に関する研修と訓練実施の努力義務 職員に対し感染症及び食中毒の予防とまん延防止のための研修並びに定期的な訓練実施を努力義務とする。</p> <p>3 施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>

今後の方針	<ol style="list-style-type: none">1 安全計画について、各学童保育が確実に策定できるよう、国から示される通知に基づきひな型を作成する。2 安全計画で講じた措置の実施状況について実地調査等で確認し、必要に応じて見直しを行う。3 業務継続計画の策定等の努力義務とされる規定については、国から示されるガイドライン等に基づき、取り組むべき内容を検討する。
-------	--

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条～第6条【省略】</p> <p>(新設)</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条～第6条【省略】</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>第7条～第12条【省略】</p> <p>(新設)</p> <p>第13条【省略】</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> <p>第7条～第12条【省略】</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第13条【省略】</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>3 【省略】</p> <p>第14条～第21条【省略】</p>	<p>3 【省略】</p> <p>第14条～第21条【省略】</p> <p>付 則（令和5年 月 日条例第 号） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （安全計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p>

第 1 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例																																										
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課																																										
内 容	<p>1 概要 令和 5 年 3 月 3 1 日を以って、足立区立新田西学童保育室を閉室するため、「足立区立学童保育室条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 以下の内容を、足立区立学童保育室条例第 2 条別表から削る。 名称：足立区立新田西学童保育室 位置：東京都足立区新田二丁目 1 番 4 号</p> <p>3 新旧対照表 別紙 4 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>【参考】新田西学童保育室（指定管理学童保育室）の閉室について</p> <p>1 閉室理由 (1) 新田地区の学童保育需要は、受入可能数が入室者数を大きく上回る状態が続き、供給過多の地区となっているため。 【新田地区の学童保育室入室状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）】</p> <table border="1" data-bbox="391 1393 1399 1792"> <thead> <tr> <th>学童保育室名</th> <th>運営</th> <th>場所</th> <th>受入可能数</th> <th>入室者数</th> <th>空数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新田学園</td> <td>指定管理</td> <td>校内</td> <td>55</td> <td>44</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>②新田学園第二</td> <td>指定管理</td> <td>校内</td> <td>131</td> <td>118</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>③ハートアイランド新田</td> <td>民設</td> <td>民間</td> <td>55</td> <td>32</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>④新田西</td> <td>指定管理</td> <td>区施設</td> <td>55</td> <td>37</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>⑤新田住区センター</td> <td>住区</td> <td>区施設</td> <td>50</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>346</td> <td>251</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新田西学童保育室の閉室後も、受入可能数が入室者数を上回る見込みである。</p> <p>(2) 新田西学童保育室の指定管理期間が令和 5 年 3 月 3 1 日までであるため。</p>	学童保育室名	運営	場所	受入可能数	入室者数	空数	①新田学園	指定管理	校内	55	44	11	②新田学園第二	指定管理	校内	131	118	13	③ハートアイランド新田	民設	民間	55	32	23	④新田西	指定管理	区施設	55	37	18	⑤新田住区センター	住区	区施設	50	20	30	合計			346	251	95
学童保育室名	運営	場所	受入可能数	入室者数	空数																																						
①新田学園	指定管理	校内	55	44	11																																						
②新田学園第二	指定管理	校内	131	118	13																																						
③ハートアイランド新田	民設	民間	55	32	23																																						
④新田西	指定管理	区施設	55	37	18																																						
⑤新田住区センター	住区	区施設	50	20	30																																						
合計			346	251	95																																						

2 各関係者への説明

新田西学童保育室利用児童の保護者への説明を行ったほか、新田学園小学部及び保育施設に周知した。

【新田地区 地図】



今後の方針

「足立区学童保育室整備計画」を毎年度見直し、地域ごとの需要に応じて学童保育室の整備や配置の見直しを行っていく。

改正前	改正後																				
<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年3月31日条例第22号</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立新田西学童保育室</td> <td>東京都足立区新田二丁目1番4号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		足立区立新田西学童保育室	東京都足立区新田二丁目1番4号	(省略)		<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年3月31日条例第22号</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	(省略)	
名称	位置																				
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																				
(省略)																					
足立区立新田西学童保育室	東京都足立区新田二丁目1番4号																				
(省略)																					
名称	位置																				
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																				
(省略)																					
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																				
(省略)																					
	<p><u>付 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>																				